5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成26年４月４日午後５時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室に提出しなければならない。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、電話番号、職業、年齢（法人にあっては、その名称、住所及び電話番号並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

6　傍聴

⑴　傍聴を希望する者は、郵便事業株式会社が発行する往復はがき（一人一通に限ることとし、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所（郵便番号を付記すること。）、電話がある場合は電話番号、職業、年齢、「成田国際空港関係公聴会の傍聴希望」の旨及び返信用はがきのあて先を必ず明記すること。）にて、平成26年４月４日午後５時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室に申し込むこと。

⑵　傍聴人の人数は、50人以内とし、傍聴申込みがこれを超える場合は、受付順に選定する。

⑶　公聴会当日の受付時間及び場所その他の必要な事項は、傍聴を申し込んだ者に直接通知する。

公　告

諸　事　項

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１４２１号
さいたま市北区大成町４丁目463番地
破産者　有限会社ケイアールエス
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８号
北海道苫小牧市ときわ町４丁目26番28号
破産者　株式会社進藤書店
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第７９号
新潟県三条市南四日町１丁目14番17号、前住所新潟県三条市南四日町３丁目７番３号
破産者　小林　　實
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１３０号
富山県氷見市仏生寺3152番地
破産者　髙平建設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２４号
富山県射水市中新湊13番８号
破産者　株式会社北陸物流システム
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２７６号
長野市広田48番地神明第１ビル７Ｆ
破産者　株式会社キムコーポレーション
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
長野県須坂市大字井上字北町2209番地７
破産者　有限会社信越サービス
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１８号
名古屋市名東区高針４丁目901番地
破産者　合資会社面材舎
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
三重県桑名市多度町香取331番地５
破産者　鷲野　勝彦
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
三重県四日市市野田２丁目３番３号　名鉄四日市タクシー株式会社寮、前住所三重県四日市市大字茂福200番地１　メイト杉の木102
破産者　飯田　末男
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
三重県四日市市川島町5930番地186
破産者　西村　　聡
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４５０７号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目２番36号
破産者　株式会社弘和テクニカル
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８７号
大阪市西区南堀江１丁目11番８号
破産者　コネクト・コンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９９号
大阪市中央区天満橋京町１―27　ファラン天満橋53号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区梅田１丁目１番３号　大阪駅前第三ビル12階
破産者　株式会社ＴＲＩＣＫ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１６２号
堺市東区菩提町１丁９番地13
破産者　アルファテック株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７３号
堺市堺区香ヶ丘町５丁２番26号
破産者　株式会社アスカ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係